

平成 29 年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針（案）

平成 29 年 2 月
水 産 庁

第 1 指定漁業を取り巻く状況

- 1 我が国周辺水域の水産資源のうち生産の多い主要魚種の近年の資源水準は、6～7割程度が中位又は高位にあるが、今後とも水産物を安定的に供給していくために、引き続き、水産資源の適切な保存・管理の確保を図る必要がある。
- 2 近年、我が国周辺水域で操業する中国等の外国漁船の増加が著しく、これら外国漁船との資源及び漁場を巡っての競合が激化している。また、地域漁業管理機関における国際規制や外国水域への入漁条件も厳しさを増しており、我が国周辺水域を管轄する地域漁業管理機関である中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）及び平成 27 年 7 月に新たに設立された北太平洋漁業委員会（NPFC）を通じた国際的な資源管理も本格化しているところである。このような中で、国際的な規制に対応しつつ、我が国漁業の国際競争力強化と資源及び漁場の確保を図ることが喫緊の課題となっている。
- 3 また、指定漁業の種類や地域によっては、沿岸・沖合漁業者間等、漁業者間で漁場や魚種の競合等の軋轢が生じており、問題の解決に向けては、相互理解を図るための協議の促進や衛星船位測定送信機（VMS）の導入等、信頼関係の構築に向けた取組を推進してきたところである。今後とも、相互理解のもとで資源や漁場の有効利用を推進し、両者の共存を図るため、漁業種類や地域ごとの状況を踏まえたきめ細かな対応が必要である。
- 4 さらに、漁業の構造改革のための新たな操業形態の試験操業の成果等を踏まえ、合理的・効率的な操業体制への移行を推進するとともに、漁船の安全対策や居住環境の改善、新規就業者の確保をはじめ乗組員の確保・育成の取組を推進することが重要である。
- 5 以上を踏まえ、今回の一斉更新においては、指定漁業の許可及び取締り等について以下のように対応するものとする。

第2 基本的処理方針

1 資源管理の推進

(1) 公示隻数の抑制

我が国周辺の指定漁業による漁獲量の大宗は漁獲可能量（TAC）制度による数量管理が行われている魚種が占めており、その漁獲実績は科学的根拠（ABC）に基づき設定されたTACの6～7割にとどまっているところである。また、遠洋漁業が漁獲対象としている魚種についても、海域毎に設置された地域漁業管理機関により国際的な資源管理が行われているところである。このような資源管理の状況に鑑みれば、指定漁業によっては公示隻数の増加が検討できる余地もあるところであるが、同時に国内の漁業調整の状況や指定漁業者の経営の状況等も勘案する必要があるところ、今回の一斉更新における許可又は起業の認可をすべき隻数の決定に当たっては、前回の公示隻数から、その後に減船・廃業したものを削減するとともに、許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められるものを削減することにより、公示隻数の縮減に努めることを基本とする。

また、国際的に資源管理が行われている魚種を対象として操業する指定漁業については、地域漁業管理機関での決定事項等も考慮して公示隻数を決定することとする。

(2) 数量管理の充実

上述のとおり、我が国周辺の指定漁業による漁獲量の大宗は既に漁獲可能量（TAC）等により数量管理が行われている魚種が占めているところであるが、国民生活上、漁業上重要な主要資源について、一斉更新後の許可期間中においても、TAC対象魚種の拡大や個別割当（IQ）方式の利用等の検討を引き続き行う。また、数量管理の充実に当たっては、漁業秩序への影響を十分に勘案しつつ、漁船や操業に係る規制の見直しを検討することとする。

2 漁業秩序構築の推進

国内関係漁業者間の信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築、また、地域漁業管理機関を通じた国際的な漁業秩序の構築を推進するための所要の措置を講ずることとする。

(1) 衛星船位測定送信機（VMS）の全許可船舶への設置

我が国周辺水域における漁業調整の円滑化と漁業取締りの効率化、地域漁業管理機関等による漁業秩序の確立を推進するため、指定漁業の許可船舶へのVMSの設置を順次進め、一斉更新後の許可期間中に、原則として全許可船舶へのVMSの設置と常時作動を義務付けることとする。また、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合に、許可船舶の漁業に付随する関係船舶へのVMS設置等を義務付ける。

(2) 漁業者間の協議による漁業調整の推進

沿岸漁業者と沖合漁業者等、漁業者間の相互理解のもとで資源や漁場の有効利用を推進する観点から、引き続き、一斉更新時に限らず定期的かつ必要に応じ、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって、当事者間の話し合いの場の設定のあっせん、話し合いの仲介等により、各漁業者の置かれた状況を踏まえつつ地域毎の操業上の問題について積極的に対処し、これら漁業者の共存に向けた漁業調整の推進を図ることとする。

3 国際競争力の強化

水産物の安定供給を担う国際競争力ある経営体を育成する観点から、引き続き、資源及び漁業秩序への影響を十分に勘案しつつ、漁業の構造改革のための新たな操業形態の試験操業の成果等を踏まえ、合理的・効率的な操業体制への移行を推進する。

また、漁業の構造改革の推進や日本周辺で操業する外国漁船との資源や漁場を巡る競合等に対応するため、漁業の操業に係る制限の見直し等、所要の措置を講ずることとする。

(1) 国際競争力強化に資するための規制の見直し等

- ① 新たな操業形態の試験操業の成果を踏まえた漁法変更の許可（沖合底びき網漁業）
- ② 公海域での試験操業の状況等を踏まえ北太平洋さんま漁業のあり方を検討（北太平洋さんま漁業）
- ③ 許可船舶の大型化手続の見直し等（海外まき網漁業）
- ④ 外国漁船と競合する漁場等における操業規制の見直し（大中型まき網漁業）

(2) 新規参入機会の確保（北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業）

漁獲可能量（TAC）による漁獲管理が行われている魚種を専ら漁獲対象としていること、また、さんまについては北太平洋漁業委員会（NPFCC）において資源管理が本格化しつつあることを踏まえ、兼業化による経営安定や新規参入の機会を確保するため、前回の一斉更新時における許可及び起業の認可隻数を公示隻数とする。

4 漁船の安全対策の強化及び居住環境改善の推進

安全性向上や労働居住環境改善を図るための許可船舶の大型化については、引き続き、漁獲能力の増大に直接影響しないと認められる増加トン数を限度として、船舶の総トン数規制の緩和を行う。また、漁船の衝突事故を防止するために船舶自動識別装置（AIS）の普及促進を図るとともに、乗組員の確保に関する施策と相まって、ライフジャケットの着用の徹底（作業環境に適した着やすいライフジャケットの普及を含む。）、漁業労働環境の改善により漁業労働災害を防止する所要の措置も積極的に講じることとする。

（参考）乗組員の確保に関する施策

漁業における乗組員は高齢化しており、特に漁船の運航に必須の海技士の確保・養成が喫緊の課題となっている。このため、漁業における乗組員の確保・養成に資するべく、漁業者による水産高校卒業生等、海技士資格取得見込み者を対象とした、業界団体による計画的な採用活動に対する支援をはじめ、関係省庁と連携し、総合的な取組を講ずる。

第3 漁業種類ごとの処理方針

1 沖合底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成29年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

(2) 新たな操業形態の試験操業の成果を踏まえた漁法変更の許可
漁業の構造改革のための新たな操業形態の試験操業により、漁獲能力が増加しないことが実証された場合に、漁法の変更・追加（1そうびきから2そうびきへの転換等）の許可を行う。

2 以西底びき網漁業

- ・ 許可又は起業の認可をすべき隻数
次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。
 - ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
 - ② 前回の一斉更新以降、平成29年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
 - ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

3 遠洋底びき網漁業

- ・ 許可又は起業の認可をすべき隻数
次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。
 - ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
 - ② 前回の一斉更新以降、平成29年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数

- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

4 大中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成29年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

(2) 国際競争力強化のための許可船舶の大型化手続の見直し等（海外まき網漁業）

- ① 太平洋中央海区において、大型化した船舶に付されている漁獲量や魚倉容積に関する制限又は条件について、一定の許可の廃業を見合いとして、当該制限又は条件を解除する。
- ② インド洋海区において、漁業の構造改革のための新たな操業形態の試験操業により一定の成果が得られていることを踏まえ、公示の総トン数別の隻数に反映させる。

(3) 外国漁船と競合する漁場等における操業規制の見直し

我が国関係漁業との間で漁業調整の問題を惹起しない水域等での操業について、附属船の共同利用が可能となるよう操業に係る規制の見直しを行う。

5 遠洋かつお・まぐろ漁業

・許可又は起業の認可をすべき隻数

次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。

- ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
- ② 前回の一斉更新以降、平成29年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

6 近海かつお・まぐろ漁業

- ・ 許可又は起業の認可をすべき隻数
次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。
 - ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数
 - ② 前回の一斉更新以降、平成29年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
 - ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

7 北太平洋さんま漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき隻数
前回の一斉更新時における許可及び起業の認可隻数とする。
- (2) 光力規制の見直し
発光ダイオード(LED)の普及に伴う光力規制の見直しを行う。

8 日本海べにずわいがに漁業

- ・ 許可又は起業の認可をすべき隻数
次の①の隻数から②及び③の隻数を差し引いた隻数とする。
 - ① 前回の一斉更新の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数

- ② 前回の一斉更新以降、平成29年7月までに資源管理等のために減船・廃業し、又は減船・廃業することが予定される船舶の隻数
- ③ 2年間以上引き続き休漁している許可に係る船舶及び一斉更新の直前の時点において認可期間が10カ月を超える起業の認可に係る船舶のうち、一斉更新に際して更に許可又は起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数

9 いか釣り漁業

- ・ 許可又は起業の認可をすべき隻数
前回一斉更新時における許可及び起業の認可隻数とする。